

落札者決定基準

- 1 落札者の決定については、提案書と入札価格を総合評価して行うが、その概要は次のとおりとする。
- 2 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内である入札価格を提示した者のうち、愛媛県が求めるシステムの技術要件等について評価し、次に示す総合評価値が最も高い者を落札者とする。
- 3 総合評価の結果、最も高い総合評価値の者が2者以上あるときには、提案書の評価点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、くじにより落札者を決定する。
- 4 総合評価の方法
総合評価値は、次の式により算出する。

$$\text{総合評価値 (2,000 点満点)} = \text{提案書評価点 (1,900 点満点)} + \text{価格点 (100 点満点)}$$

(1) 提案書の評価

提案書の評価は、「愛媛県次期旅費システム構築業務総合評価選考会」において行う。

提案書評価点 (1,900 点満点) は、選考会構成員が提案内容を次の項目ごとに評価し、それらを平均して得た点 (小数点以下第5位を四捨五入) とする。

評価項目 (大項目)		配点
1	全般	200
2	基本開発方針	300
3	開発要件	400
4	運用保守要件	100
5	非機能要件	300
6	改修経費等	100
7	機能要件の実現	200
8	パッケージ標準機能 (機能要件以外)	100
9	追加提案	100
10	運用保守経費	100
合計		1,900

なお、提案書の内容が調達仕様を満たしていない場合は、失格とする。

具体的な評価項目については、別添2-1「提案書評価項目」を参照のこと。

(2) 価格点の算定式

価格点 (100 点) は、次の式により算定する。

$$\text{価格点} = 100 \times \left[1 - \left(\text{入札金額 (税込)} \right) \div \left(\text{予定価格 (税込)} \right) \right]$$

(小数点以下第5位を四捨五入)

5 留意事項

(1) 提案書

別添2「提案書作成要領」に基づき、具体的かつ分かりやすく作成すること。

なお、当該提案書により、仕様書記載の項目の内容を超える提案がなされている場合、当該提案内容については、入札価格及び見積金額に含まれるものとし、入札者は、当該項目について履行する責任を負うものとする。

(2) 入札価格 (構築経費)

構築経費上限額を上回る金額を記載した場合は、失格となるので注意すること。

(3) 運用保守経費に係る提案者の責任

本調達の提案における令和9年度から13年度の運用保守経費については、運用保守業務契約時の参考とするため、委託内容に係る想定金額 (税込) を見積もること。なお、現時点の仕様で確定していないもので見積金額が増減する可能性があるものについては、見積の前提を記載すること。

また、不当に廉価な見積であると県が判断した場合は、減点を行うとともに、運用保守経費上限額を上回る金額を記載した場合は、落札者とならない場合があるので注意すること。